

琉球大学学術リポジトリ

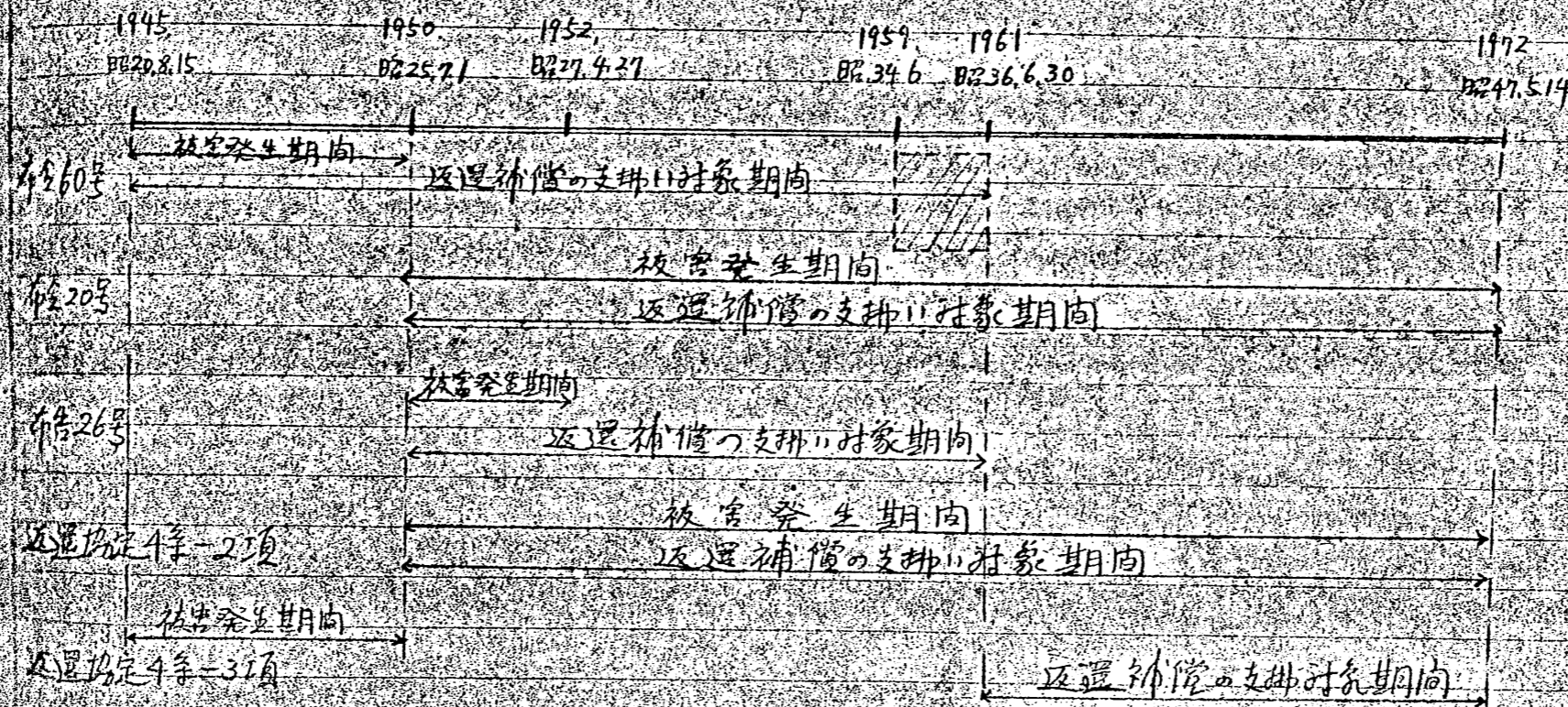
沖縄放棄請求権（4条2-4項）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 沖縄返還協定第4条2項, 米国土土地損害賠償請求委員会, 沖縄返還協定第4条3項, 米工兵隊在沖不動産部, 沖縄返還協定4条3項 キーワード (En): REVERSION TREATY EX GRATIA PAYMENTS 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43705

田
考
考

施設補償課関係の質疑等事項以外の件下の参考事項

1. 復帰前の関係現地法令の適用期間の図示 (瀬沼審議官等の要請による)



注) 1. 布告60号の支拂い対象期間(この期間に返還に付したものが返還補償等の対象となる。他の法令も同様な認め方をとす)のうち、昭34.6~昭36.6.30までの点線1"囲まれた期間は布告60号の適用期間内ではあるが事実上補償対象期間から除外されている。---3の説明参照

2. 布告20号により、昭25.7.1以降の形質変更については、復元補償等おこなわれるはずであったが、実際には「被害発生後一年以内申請すること」という規定をたて、DEは復元補償をしなかった。布告20号の発布(昭34

1.26施行)以降に発生した被害については、このた問題は少なかつたが、それ以前の補償はこのよりな申請で補償されてないものがある。(天原係長)

3. 布告60号は規定上は昭36.6.30まで返還となつたものを救済することになつてゐるが、現実には布告60号の補償を受けるべく申案の採択などの作業をおこなつたのは、昭33.9~昭34.6までの期間だつたため、昭

34.6まで返還となつたものも補償対象の最後であつて、それ以降すなわち、昭34.7~昭36.6の期間に於ける返還は布告60号の規定におおめらず補償の対象にはならなかつた。(天原係長)

4. 公園を不備のため、公園上で施設に入つた土地は現実には被害を受けたにもおめらず、米軍側の補償は受けられなかつたので今回の補償申請の中に入つてゐる。(天原係長)

(琉球列島 米軍海軍軍政府本島指令)

5. 戦後の土地所有権の復活は、~~布告~~121号により、昭和21年に始められ、昭和22年にはまとめられ、昭和25.4

1.布告36号により確認登記が完了した。よつてこれにともつて昭25.7.1より米軍は正式に賃貸借契約(軍政本島特別)(土地所有権証明)(土地所有権関係資料の整理に関する件)

に入つたという考へ方をとつた。(天原係長)

6. 土地所有権の確認方法は、宗土地所有権委員会(10ヶで構成)により確認をおこなわれ、村長が村土地所有権委員会に諮詢し布告36号により決定した。(天原係長)

昭25.7.1~昭27.4.27の期間は貸借期間といふべきであらう。借料、復元補償等は布告105号、109号で

おこたえられた。(天願係長)

8. 今回の補償申請については、11月まで何回もなく同じような調査をしているので「単なる調査だから録になるのみならず、おおまかないは」と市町村により、調査への協力をみないし、所もあつたが、国会の質疑応答によると「被害がなければ、立法措置も補償もできない」というやりとりがあり、そうした国会の動きを頭に記入した補償申請である。(天願係長)

9. 今回の補償申請提出後の現地の気持は、「国会等が被害申請をあげたから、というからこゝろで被害申請を提出した。あとは国でこれにどうした之るのみ、よくし措置して欲しい」と国にケツをあげた気持がある。(天願係長)

10. 比較的立証資料等のある被害項目は、復元、残地、入会、土地使用料である。また昭22〜23にわたるコック回面(元は航空写真)を津島県では保存してある。(天願係長)

11. 土地借賃安定法

The diagram shows a timeline from 1945 (昭20.8.16) to 1968 (昭43.7.1). A horizontal line represents the law's duration. A vertical line at 1958 (昭33.7.1) marks the '議員立法により土地借賃安定法成立' (Law established by Diet legislation). A bracket from 1958 to 1968 is labeled '5年毎に更新する' (Renewed every 5 years). Below the timeline, text explains that the law's rental rates are based on a 3rd grade standard, and this standard is applied to the current compensation application.

この期間はずんずと一方的に借料を決めていた。この期間の借料は、田の3等級を標準としており、この時点からの借料は、比較的妥当との見解を今回の補償申請に適用した。

(天願係長)

以、農業用水の補償申請について大村補佐に詳細説明を要請したのに対し、農業用水の補償については、布全60号の補償済否、相当数見受けられるが、これは次の図のような補償形態での

1945 昭20.8.16	1952 昭27.4.27	1972 昭47.5.14
------------------	------------------	------------------

布全60号で補償済、 今回の補償申請
で二重補償ではない。
大正11年以降の布全60号の補償は打ち切り補償ではないかといわれると、もう少し詳細な調査を要する。(天原係長)

13 補償申請額を積算するに、第一次申請の折上り利子加算という点を加味した。第二次申請では、折上り
やめて物価指数という点を加味した。これは来月(昭50.8)に開始される予定の返還協定4年-31月の支
拂い物価指数も発生は補償金の積算作業を進めているとの非公式情報を聞いていたので、これを一
考慮した。現在すでに支拂われている返還協定4年-2月については、古川家でも昭39年1月の時点で、
この配分はなされていらない。(天原係長)

14 古川調査官等より、人身被害でも物価指数と利子という点とは考えてないが、今までは一般請求権手案
の処理にあたって、そうした考え方が暗黙のうちに関係職員の中で働いていた。11年11月の返還協定4年-3
月に発生する補償金の支拂いも、折上りという点で、それとの均衡という点も考慮しなくてはならないこと
また請求権手案の第一次申請は利子を加味しての申請であり、第二次の申請は物価指数を加味したと
いうように申請額の積算方法そのものにも一貫性をおいている等、この補償問題を処理するにはまた解決し

なければならぬ問題も予想以上に多いことが指摘される。(瀬沼審議官等もこの点を憂慮していた)

15. 大村補佐より、離作補償の請求権の補償項目のなかでは最大の項目であるが、米軍の借料額決定の積算内容は農地借料として積算されているよりなので、これをそのまま本土並みに考えれば、高離作補償の補償根拠は弱くなつた(す)。しかし米軍の農地借料は本土の農地借料の積算方法と積算内容がちがうので、~~日本は農地借料でも積算内容が~~ ~~ちがう~~ ~~調査研究する余地がある~~、この点を今回の補償申請の最大の問題である。

の目玉である高離作補償の問題をどう処理するかは請求権問題処理の大きな問題となる。

16. 離作補償は当初借料の増額補償という形で動き出した、きまつた補償項目が、白紙に指摘されるような問題は依然として解消していないが、農民が農地を返され、本土では想像もできない被害を長期間にわたつて受けていることは事実である。(天原係長)

17. 布告20号による復元補償の場合でも黙認耕作地についての復元補償は米軍の認めるところとなつた。(米軍の考え方は、復元補償費などより、たとえ自力でも原状回復した方が得であると所有者等が判断したのだから補償の必要ないといふことらしい)。(天原係長)

18. それとは別に、米軍側からこのことを見た場合、黙認耕作地だから(施設内であるため)必要と處じていつても取り替へることはできるし、安ら借料という不満を抱かせる材料ともなるなど、米軍側からすればソロバンかん定があるよりである。(古賀調査官)

19. 残地損失については本来、国道関係と施設関係のみと見做されたが最終的には、これ等残地損失を蒙
 らされたのは米軍であるとの原案に立ち、お2次補償申請資料には、県、市町村道にいたるまで、残地に関するす
 べてを補償申請されてくる。(大原係長)

20. 残地損失の場合、補償対象者は、11字マップでは現実の状況と合致しないか、生じることは多々ある。このうち
 合致しないものは、どの調査審議官の質問に対し、それ以外の問題を念に入れてはいるが、過去の資料等、軍用

地に関する資料処理は、すべて11字マップで処理されてきたことから、現在また、地籍調査の寸間で11
 字マップは補償等の処理についてもすべて11字マップで処理するほか、適当な方法は無い。(大原係長)

以上

別表:3
別表6

返還協定4条2項に基づく復元補償支払(布令20号)状況

市町村名	施設名	返還年月日	筆数	補償面積(坪)	補償金額(円)
本部町	本部 珠石場	1971年6月30日	137	29,195	6,148,960
		1972年5月14日	157	66,683	31,058,316
	本部 飛行場	1971年6月30日	33	5,985	568,575
	(小計)		307	101,863	37,775,851
名護市	キャンプ・シュワブ(久志)	1971年6月30日	24	3,722.14	1,003,859
	羽地陸軍補助施設(羽地)	1972年5月14日	140	15,934	5,394,082
	小計		164	19,656.14	6,397,941
恩納村	第4募手納サイト	1972年4月18日	25	12,140	2,871,332
笠武村	キャンプ・ハンセン	1971年6月30日	100	6,542.34	2,996,362
石川市	東恩納弾薬庫	1971年6月30日	62	30,319	15,777,866
	石川ビーチ	1972年5月14日	155	19,971.10	10,206,000
	小計		217	50,290.10	25,983,866
長志川市	キャンプ・コートニー	1971年6月30日	49	6,717	2,439,934
沖縄市 (旧美里村)	泡瀬通信所	1970年7月10日	75	1,077	1,959,285
	キャンプ・シールズ	1971年8月31日	20	9,303	5,905,770
	泡瀬上水道施設	1972年4月4日	12	312	375,758
	赤道サイト	1972年4月18日	4	484	172,060
	泡瀬防空待避所	1972年4月18日	28	3,614	2,460,704
	小計		139	14,790	10,873,577

市町村名	施設名	返還年月日	架数	補償面積 (坪)	補償金額 (円)
龍谷村	大木サイト	1972年4月19日	16	1,304	1,325,822
北中城村	久場サイト	1972年5月1日	9	867	1,026,150
中城村	キャンプ・久場崎	1971年8月31日	5	794	1,803,750
	久場サイト	1972年5月1日	5	840	1,714,390
	小計		10	1,634	3,518,140
那覇市	那覇飛行場 (連絡)	1965年6月30日	23	1,800	3,360,560
	与儀ガソリンタンク	1972年5月14日	101	17,680	11,783,693
	小計		124	19,480	15,144,253
具志川村	久米島航空通信施設	1971年6月30日	5	2,582	649,785
	合計		1,165	237,865.58	111,003,013